

概要版

# 桜川市第3次地域福祉計画



令和4年3月

桜川市

# 地域福祉計画について

## 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

## 計画の期間

本計画の期間は、桜川市の基本計画である第2次総合計画(後期基本計画)との連携を図るため、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5か年とします。

## 自助・互助・共助・公助

本計画は、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。

このため、本計画では施策ごとに、市の役割だけではなく、「市民(自助)」や「地域・団体(互助・共助)」に期待される役割についても併せて記載しています。

自助、互助・共助、公助、それぞれの役割分担を明確化し、互いに協力し合いながら、地域福祉の推進を図ります。



## 計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域において人と人との「支え合い」を構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもと子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で共生できるまちづくりを目指します。

### － 基本理念 －

## 力を合わせ 支え合うまち 桜川

### 基本目標 1 地域活動に参加できるまちづくり

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、手を携えて協力しあうことが必要です。「支え合い」「助け合い」を基本に、地域の連帯意識が高まるような体制づくりに取り組みます。

### 基本目標 2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

地域における福祉サービスの適切な利用を促進するため、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備や、福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関の連携を進めます。

また、支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立に向けて、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備を進めます。

### 基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

市民ひとり一人がお互いを認め合い、立場や背景を超えてつながることにより、様々な困難を抱えた場合も社会から孤立せず、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

ひとり一人が、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域の中で自立し、その人らしく暮らせるように、保健・医療・福祉の専門職員をはじめ、市民全員と社会資源とが一体となって支援しあうネットワークの構築を進めます。

また、利用者の権利擁護に向けては、成年後見制度、日常生活自立支援事業など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備を進めます。

# 計画の体系

基本理念のもと、3つの基本目標を設定しています。基本目標にはそれぞれ基本施策を設定し、施策を推進します。

基本理念  
力を合わせ  
支え合うまち  
桜川

## 基本目標1 地域の活動に参加できるまちづくり

### 1 基本施策

地域の活動への  
主体的な参加の促進

1. 情報提供の充実
2. 地域活動の活発化
3. 人材の育成

### 2 基本施策

地域での住民同士の  
交流の促進

1. 生きがいや健康づくりを通じた交流の促進
2. 様々な世代との交流の促進
3. ささえあいの場の充実

## 基本目標2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

### 3 基本施策

相談体制の充実

1. 相談体制の充実

### 4 基本施策

福祉サービスの充実

1. 福祉サービスの充実
2. 多機関連携の推進

## 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

### 5 基本施策

地域安全活動の推進

1. 見守り活動の推進
2. 防犯活動の推進
3. 防災活動の推進

### 6 基本施策

権利擁護、自立支援、  
バリアフリーの推進

1. 権利擁護の推進
2. 自立支援の推進
3. バリアフリーの推進



# 施策の展開

## 基本目標 1 地域の活動に参加できるまちづくり

### 基本施策 1 地域の活動への主体的な参加の促進

#### (1) 情報提供の充実

『広報さくらがわ』や市ホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図りつつ、身近な所で色々な方が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行い、市や市社協の相談窓口につながる情報提供体制の充実を図ります。

#### (2) 地域活動の活発化

行政区や身近な地域においては、区の行事や高齢者クラブ、ボランティア活動など、地域を元気にする活動や支え合いに関する活動の活発化が重要です。また地域を支える各種団体の取組の活性化が必要となります。これら地域における活動に対して、助成や連携を通じた支援を行います。

#### (3) 人材の育成

地域での活動を推進する新たな人材を育成するために、若年層や勤労者層、子どもなどが活動に参加しやすくなるような取り組みを進めることが必要です。

特に、団塊の世代や高齢者などの参画について工夫していきます。

### 基本施策 2 地域での住民同士の交流の促進

#### (1) 生きがいや健康づくりを通じた交流の促進

趣味や教養、介護予防などの生きがいや健康づくりの機会を創出するとともに、参加者同士の交流の促進を図ります。

#### (2) 様々な世代との交流の促進

様々な世代との交流は、お互いの思いや経験、文化などを伝えることができる大切な機会となります。また、地域において活動する団体の持続、拡大にも若い世代との交流が重要となります。様々な世代における交流を進め、地域のつながりを強化します。

#### (3) ささえあいの場の充実

介護、子育て、障がいなどの生活を行う上での困りごとを、ひとりですべて解決することはできません。同じような境遇にある方同士の集まりや、学習会に参加し、お互いに支え合うことが生活の励みになります。ささえあいの場や機会を増やし、交流を促進します。

## 基本目標 2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

### 基本施策 3 相談体制の充実

#### (1) 相談体制の充実

少子高齢化、核家族化などを背景として、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、老々介護、認知症の増加など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。

身近に相談できる体制やワンストップでの相談体制の構築を進め、困りごとへの対応を充実させるとともに、適切な福祉サービスへとつなげます。

### 基本施策 4 福祉サービスの充実

#### (1) 福祉サービスの充実

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、保健・医療をはじめ、介護や移動手段等に対する生活支援が、利用者のニーズに対応できるよう、利用しやすい福祉サービスの充実と、その体制づくりを目指します。

#### (2) 多機関連携の推進

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、多様な主体が参画し、分野を超えてつながることが重要です。様々な主体が施策を考え、連携・協働しながら地域福祉を推進します。



## 基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

### 基本施策 5 地域安全活動の推進

#### (1) 見守り活動の推進

住み慣れた地域で、だれもが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、日ごろからあいさつを交わす顔見知りの関係を築き、地域住民相互の信頼関係のもと、支援を必要とする方の情報の把握などを進め、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

#### (2) 防犯活動の推進

高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「ひったくり」などの犯罪が増加していることから、被害者とならないようにするための啓発活動および地域防犯活動を推進します。

#### (3) 防災活動の推進

地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備をはじめ、いざという時に支援が必要な方の把握や支援方法の確立は、急務となっています。そのため、防災意識の醸成を図るとともに、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みや関係の構築を目指します。

また、市内の福祉施設や医療機関と提携し、災害時における福祉避難所の確保に努めます。

### 基本施策 6 権利擁護、自立支援、バリアフリーの推進

#### (1) 権利擁護の推進

認知症高齢者や障がい(知的障がいおよび精神障がい)のある方への対応として、権利擁護の推進は、重要な位置づけとなっています。市においても、成年後見制度の周知が必要となっています。今後は、地域でも判断能力の不十分な方への地域生活の支援をはじめ、虐待の防止や予防体制の充実を図る必要があります。

#### (2) 自立支援の推進

新型コロナウイルスの影響等により、生活困窮に陥る方が増加傾向にあります。生活のベースとなる住宅の確保や再就職支援など生活再建に必要な包括的な支援を実施していく必要があります。

#### (3) バリアフリーの推進

公共施設や交通などのバリアフリー化に関しては、歩道や道路の障害物の除去、案内表示など整備を進める必要があります。また、障がいのある方に対しては、手話のできる職員の配置、音声ガイドなどの合理的な配慮を推進していく必要があります。

## 計画推進の担い手

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、市民の皆さまの主体的な取り組みが不可欠です。お互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことで、本計画を推進してまいります。

### 市民の役割

市民ひとり一人が福祉に対する意識を高め、それぞれの役割を理解したうえで、「自分でできること」を考え、地域社会を構成している一員であるという自覚を持つことが必要です。

また、福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を地域全体に広げていくことにより、市民全体の「支え合い」「助け合い」の意識が高まり、地域のコミュニティ活性化に繋がります。

### 地域の役割

自治会をはじめとする地域団体は、身近な声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめ、多くの人に地域活動への参加を呼びかけるなど、地域の連帯意識の高揚に努め、地域全体で見守り活動を行いましょ。また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関に繋げたり、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

### 福祉サービス等事業者の役割

福祉サービス等提供事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護に努めるとともに、事業内容やサービス内容に関する情報提供、周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

### 市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民・地域・事業者等、また、社協などの関係機関や団体などと相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

### 市社会福祉協議会の役割

市社協は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。本計画は市民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、市と連携しながら計画の推進役を担い、地域や事業者等に周知を図りながら取り組みを進めます。